

住民課 ☎ 932-1151 (内線 119 番)

ご存知ですか？ 国民年金保険料の免除制度

平成 19 年度の免除申請は、7 月から受け付けます。
申請が承認されると、7 月から翌年 6 月まで、保
険料の全額または一部が免除されます。

離職を理由とする申請の場合は「離職票」または
「雇用保険受給資格者証（ハローワークで交付され
ます。）」が必要です。

転入された人は、前住所地から所得証明書を取り
寄せていただくことがあります。

●審査について

- ・免除申請は、全額免除と 3 段階の一部免除があり
ます。
- ・それぞれの段階に所得の基準があります。
- ・本人、配偶者、世帯主の前年の所得により審査さ
れます。
- ・退職者、震災・風水害などの被災者の人は、これ
に限らず該当することがあります。

●審査結果について

- ・社会保険事務所から通知があります。結果通知が
送付されるまで、2～3 か月かかります。
- ・所得により審査されますので、申請が「却下」に
なることもあります。

●余裕ができたなら、早目に追納！

免除を受けた期間の保険料は、10 年以内であ
れば追納ができますが、2 年度を越えると当時の
保険料に加算金がつきます。

将来の年金額を満額に近づけるためにも、早目
の追納がおすすめです。

●手続き・問合せ先

- ・東福岡社会保険事務所 ☎ 651 - 7129
- ・役場住民課 ☎ 932 - 1151



経済的な理由で
今は保険料を
納められない…

子ども教育課 ☎ 932-1151 (内線 272 番)

6 月は児童手当現況届の提出を！

児童手当を受給されている人は、毎年 6 月に現況
届を提出しなければいけません。

この届は、毎年 6 月 1 日における現況を記載し、
児童手当を引き続き受ける要件に該当するかどうか
を確認するためのものです。

この届を提出しないと、6 月分以降の手当が受け
られなくなりますので、ご注意ください。

●現況届に必要な添付書類など

- ・健康保険被保険者証の写し（請求者が被用者（サ
ラリーマンなど）である場合に提出してください。）
- ・児童手当用所得証明書（須恵町に平成 19 年 1 月
1 日現在、住所がない場合に提出）
- ・印 鑑
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。

総務課 ☎ 932-1151 (内線 317 番)

操法大会のご案内

第 47 回須恵町消防団ポンプ操法大会が、次のと
おり行われます。

これは、火災現場での的確な判断と迅速な行動、
正確な操作を養うための基本的な訓練となるものです。

団員たちの長期間におよぶ訓練の成果は、県内でも
トップクラスです。見事な操法操作を、ぜひご覧
ください。

- 日 時 7 月 1 日（日）雨天決行
開会式 8：00 ～ 競技開始 8：30 ～
- 場 所 健康広場（須恵中学校テニスコート）

掲 示 板

福祉課 ☎ 932-1151 (内線 127 番)

戦没者追悼式のお知らせ

福岡県の主催による、福岡県戦没者追悼式を次の
とおり行います。

- 期 日 8 月 15 日（水）
- 場 所 県立福岡武道館
- 参加資格 先の大戦における、福岡県出身の戦没
者および一般戦災死没者の配偶者、三親等以内の
血族および一親等の姻族の人。
- 募集人員 900 人（町の割当人員 7 人）
- 参 加 費 無料
- 申込み期限 6 月 20 日（水）

介護保険高額サービス費の申請が 簡素化されます

介護保険の高額介護サービス費の申請手続きが、
本年 4 月から次のように変わりました。

- 1 度の申請で毎月自動的に支払われます。
介護保険制度が改正され、1 度の申請で、翌月
以降の高額介護サービス費を自動的にお支払いで
きるようになりました（翌月以降は、高額介護サ
ービス費の支払いの対象となる場合でも、申請の必
要はありません）。ただし、領収書は 5 年間保存
しておいてください。
なお、次回以降の高額介護サービス費は、今回
申請された銀行口座にお支払いします。
※転出した場合や銀行口座を変更する場合は、改め
て申請が必要となります（ただし、領収書を添付
する必要はありません）。
※自動支払いの手続きがお済みの人には、勸奨通知
（お知らせ）は送付しません。ただし、支給決定
通知書はこれまでどおり郵送します。
- 支払日は毎月 20 日です。

子ども教育課 ☎ 932-1151 (内線 245 番)

小・中学生のための就学援助制度

就学援助制度は、経済的な理由によって就学する
ことが困難な児童や生徒に対して学用品費などの援
助を行い、教育の機会均等を保障していくことを目
的とした制度です。対象となる人は、生活保護を必
要とする程度の人、またはこれに準ずる人です（た
だし、現在生活保護を受けている世帯は対象になり
ません）。なお、この就学援助の申請は毎年行わな
ければいけません。

- 申請受付期間 6 月 4 日（月）～6 月 29 日（金）
（土・日曜日は除く）8：30～17：15（ただし、
6 月 15 日（金）は 20：00 まで受け付けます）

小・中学校でも、子どもさんを通じてお知らせの
プリントを配布していますが、申請にあたっては、
まず、役場子ども教育課窓口にお越しください。

企画課 ☎ 932-1151 (内線 342 番)

広報「すえ」・議会だより 点訳本ができました

広報「すえ」と議会だよりの点訳本を作成し、町
立図書館で貸し出すこととしました。どうぞご利用
ください。

町・県民税
軽自動車税
国民健康保険税
1 期分
6 月の納税

町の人口

平成 19 年 5 月 1 日現在
() = 前月比

- 男 性 12,633 人 (+ 2)
- 女 性 13,148 人 (+ 12)
- 合 計 25,781 人 (+ 14)
- 世帯数 9,298 戸 (+ 21)